

Q 会社に届け出ている通勤方法と異なる通勤での負傷は、通勤災害となりますか

A

労災保険法における通勤災害は、「労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くもの」と定義されています。

質問の場合、通勤の方法が合理的なものと認められるかということになります。

通常、会社に届け出た経路及び方法のみが合理的なものとされるわけではなく、たとえ社内規定によりマイカー通勤を禁止しているような場合であっても、直ちに「合理的な経路及び方法」ではないとされません。

したがって、通勤行為に逸脱・中断行為がなければ、たとえ社内規定に違反し会社に届け出ている通勤経路及び方法と異なっていたとしても、その合理性が認められれば、労災保険法上の通勤災害と認定されることとなります。